

京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例

平成19年2月8日

条例第4号

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会を設置する。

(委員)

第2条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。